



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.8.25 No. 3847

12月1日 団を

60才まで働ける労働条件の確立を

JR東日本が12月1日のダイ改に合わせて、同時に実施される労働時間短縮について、動

労総連合は、8月23日、東日本本社において「動労総連合申第18号」にもとづき団体交渉を行った。

無謀な効率追求を止め、要員配置を基本に

「動労総連合申第18号」は

- ①、労働時間短縮については、公共性を維持することを前提に業務の切り捨てや無謀な効率追及を止め、要員配置を基本に実施すること。
- ②、安全対策については万全を期すこと。
- ③、55歳到着者に合わせるような要員削減は行わず、要員補充を完全に行うこと。
- ④、55歳到着者に対し「休職」会社の回答は、
- ⑤、強制配転・「塩漬け」、出向などを解消し、乗務員の拙速な養成を改め、会社員が安心して働ける体制を確保すること。
- ⑥、乗務員勤務について「行き先地の時間」「在宅休養時間」「睡眠時間」「食事時間」などについて、今次ダイ改で改善すること。

今次ダイ改においても、一層の効率化等を推進することとし、業務運営の適正化、作業方法の変更、機械化、システムチェン

出向は余力人員があるので、やむおえない(会社当局)

◆ 出向については、本人の要望に努力する。
(組) 60歳まで働ける条件を整備し、雇用を確保していくことは会社の責任であり54歳

安全を第一とした、運行管理を

(組) 安全問題について、現在、指令から無線によって運転士に指示する指令、走行中に受領券(運転通告券)記入させるような運行管理を御。安全上からも問題であり、規定では、「受領券に記入し、復唱して確認すること」となっている。指令は、停車を確認し指示を具体的に言うようにすべきである。

(会) 運転士は異常を感じたら列車を停止させるように指導している。また、指令は列車の状況が解らないので運転士から申告にもとづいて指示している。運転士からの申告があれば列車を止めて指示を受けることになら問題はない。

「行路」作成について、ただし書きによる運用を乱用すべきでない

(組) 乗務員の「行路」作成について、この間「乗務員勤務制度」により導入されているが「在宅休養時間」が54分も不足しているのに「1時間まではほぼ等しい」とか、1継続乗務については(3時間以上乗務したら1時間の休憩時間を確保する。また4時間を限度とする)という規定がある。

(会) 地方で行路作成上やむおえなかつたと考える。具体的な内容等は地方対応機関において協議することとなる。

※組合側は個々具体的に事例を上げて会社の考え方をただしたが、相手の考え方は対立して交渉は終了した。

今後は、「乗務員勤務」に対する改善要求や地方での具体的な労働条件の確立に向けて取りくまなければならない。

